備　考
法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。 年　月　日 （何）総合通信局長㊟　㊞

←…… 216ミリメートル ……→

注　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

別表第五号の五の次に次の一表を加える。

別表第五号の五の二　包括免許（法第27条の２第２号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る無線局の開設届出書の様式（第24条の２関係）

包括免許に係る無線局の開設届出書

年　月　日

（何）総合通信局長（注１）殿

届出者（注２）住所（ふりがな）

氏名又は名称（ふりがな）　㊞

電波法第27条の６第３項の規定により、包括して免許を受けている無線局に関して、下記のとおり開設したので、届け出ます。

記

１　包括免許の番号	
２　特定無線局を開設した日	
３　無線設備の設置場所	コード［　　］
４　適合表示無線設備の番号	
５　無線設備の製造番号	
６　備　考	

長辺　短辺　（日本工業規格Ａ列４番）

注１　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

２　届出者欄の記載は、次によること。

⑴　住所については、包括免許人の住所を記載すること。

⑵　氏名又は名称は、包括免許人の氏名又は名称を記載し、氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。

⑶　代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の電話番号を付記すること。

３　１の欄は、現に包括免許を受けている番号を記載すること。

４　２の欄は、当該届出に係る特定無線局を開設した期日を「平成23年３月１日」の場合は「H 23. 3. 1」のように記載すること。

５　３の欄は、次によること。

⑴　当該届出に係る特定無線局の無線設備の設置場所を「何県何市何町〇―〇―〇」のように記載することとし、空中線の位置の経度及び緯度の記載は要しない。

⑵　都道府県コードを記載したときは、都道府県及び市区町村名の記載は要しない。

６　４の欄は、適合表示無線設備の番号を記載すること。一の特定無線局について複数の無線設備を有する場合にあつては、「ＡＢＣ89001～ＡＢＣ89010」又は「ＡＢＣ89001、ＡＢＣ89002」のように記載すること。

７　５の欄は、特定無線局の無線設備の製造番号を記載すること。一の特定無線局について複数の無線設備を有する場合にあつては、「ＡＢＣ89001～ＡＢＣ89010」又は「ＡＢＣ89001、ＡＢＣ89002」のように記載すること。

８　６の欄は、次によること。

⑴　屋内その他他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置した場合にあつては、「屋内等に設置。」と記載すること。

⑵　施行規則第21条の３に適合するものにあつては、「電波の強度に対する安全施設に適合。」と記載すること。

⑶　当該届出に係る連絡先として、法人にあつては、その連絡先の名称並びに担当責任者の氏名及び電話番号その他必要な連絡先を記載すること。

９　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に記載すること。

別表第九号中「製造番号（」の次に「特定無線局（法第27条の２第２号に掲げる無線局に係るものに限る。）又は」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、使用することができる。

○総務省令第九号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、及び電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月一日　　総務大臣　片山　善博

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の六の三第四項第一号中「二〇ミリワット」を「一〇〇ミリワット」に改め、同項第二号中「二デシベル」を「〇デシベル」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に一〇〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

第四十九条の六の三に次の一項を加える。

５　第二項の基地局（施行規則第十五条の二第二項に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備は、第一項に規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければならない。

第四十九条の六の四第四項第一号中「二〇ミリワット」を「一〇〇ミリワット」に改め、同項第二号中「二デシベル」を「〇デシベル」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に一〇〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。